

(あて先)
尼崎市長

申請者

住所

フリガナ
氏名

生年月日 年 月 日

分譲マンションアドバイザー登録申請書

尼崎市分譲マンションアドバイザー派遣事業実施要綱（以下「要綱」という。）第9条第2項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて、分譲マンションアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の登録を申請します。

なお、申請にあたっては、次の事項を遵守することを誓約します。また、氏名等を一般に公開（ホームページへの掲載を含む）することに同意します。

- (1) 要綱第10条の遵守事項を遵守するとともに、氏名及び連絡先を申請者に通知することに同意します。
- (2) 本事業を十分理解し、アドバイザーとして責任ある行動をとります。
- (3) 営業及び勧誘行為並びに不必要な改修をおこなうことを行いません。
- (4) 派遣事業に関して管理組合等から謝礼又は金品の供与を受けません。
- (5) 派遣実施時に申請者等との間で紛争を起こした場合には、アドバイザーの責任において誠意を持って対応します。
- (6) 本事業で知り得た個人情報を本事業の目的以外に使用しません。登録期間終了後も同様とします。
- (7) 尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例第48号）その他関係法令（尼崎市の条例を含む。）を遵守します。

記

(添付書類)

- 1 職務経歴書（様式第9号）
- 2 アドバイザーが要綱第8条各号に掲げる者のいずれかに該当することを証する書類
【マンション管理士登録証、一級建築士登録証明書、技術士（建設部門）登録証、身分証明書（日本弁護士連合会又は弁護士会発行のもの）、または司法書士登録証の写し】

(注) 申請者が、要綱第9条第4項第3号の規定に該当する者であるときは、アドバイザーの登録を行いません。また、登録決定後にその旨が判明したときは、要綱第12条第1項第3号の規定により登録を取り消します。

上記事由を確認する必要がある場合には、申請書及び登録簿に記載されている情報を兵庫県警察本部に照会することがあります。